

## 令和3年分 所得税・贈与税・消費税（個人）の確定申告について

## スマホ・パソコンで自宅から e-Tax 申告！

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP

1

## 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
 （所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。）

スマートフォンはこちら



STEP

2

## 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

## e-Tax で送信して提出

## ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーライターをご用意ください。

## ②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

申告書作成会場 を **ベルサール渋谷ファースト** に開設します。

期 間：令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで

※ 土、日及び祝日を除きます。ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー2階）

※ 令和3年分の申告書作成会場では混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

なお、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）

## ～ オンラインで事前発行 ～

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

※ 還付申告をされる方は、上記開設期間（2月16日）の前でも目黒税務署にて相談を受け付けております。

※ 申告書等の提出のみの場合は、目黒税務署窓口または郵送にてご提出ください。

## 申告と納付の期限

確定申告の区分	申告と納付の期限	□ 座 振 替 日 （※振替納税を利用している場合）
所得税及び復興特別所得税	3月15日（火）	4月21日（木）
贈 与 税		ご利用できません
消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日（木）	4月26日（火）

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。